

令和 7 年度第 1 回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 2 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 場 所

県庁 10 階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 第 23 期鹿児島海区漁業調整委員会の会長及び職務代理者の選出について（協議）

→ 会長に阿久根金也委員，職務代理者第 1 位に重信雅彦委員，第 2 位に篤昭仁委員を選出

(2) 鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員の選出について（協議）

→ 阿久根金也委員，重信雅彦委員，篤昭仁委員の 3 名を選出

(3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について（協議）

→ 委員選出を鹿児島県連合海区漁業調整委員会に一任

(4) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置を定めることを適当とする旨，答申することを決定

(5) 鹿児島海区漁場計画の変更について（諮問）

→ 原案のとおり鹿児島海区漁場計画を変更することを適当とする旨，答申することを決定

(6) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

→ 原案のとおり鹿児島県資源管理方針を変更することを適当とする旨，答申することを決定

(7) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→ 意見なし

令和7年度第1回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和7年5月20日(火) 午後2時30分から

区 分	氏 名	出 欠
漁業者・漁業従事者委員	阿久根 金也	○
漁業者・漁業従事者委員	重 信 雅 彦	○
漁業者・漁業従事者委員	野 村 敬 司	○
漁業者・漁業従事者委員	小 崎 春 海	○
漁業者・漁業従事者委員	増 本 雄 二	○
漁業者・漁業従事者委員	大 久 保 光 朗	○
漁業者・漁業従事者委員	山 下 伸 吾	○
漁業者・漁業従事者委員	鶴 瀬 芳 昭	○
漁業者・漁業従事者委員	川 畑 興 文	○
学 識 経 験 委 員	西 一 樹	×
学 識 経 験 委 員	篤 昭 仁	○
学 識 経 験 委 員	久 賀 み ず 保	○
中 立 委 員	前 田 祝 成	×
中 立 委 員	前 田 圭 子	○
中 立 委 員	久 保 源 一 郎	○

(出席者) 13人

(欠席者) 2人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係水産技師）	竹 内 唯
水産振興課漁業調整係技術主査	小 路 口 拓 輝
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平
水産振興課漁業監理係技術主査	保 科 圭 佑
水産振興課漁業監理係水産技師	吉 田 悠 馬

－ 令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 2 時 30 分開始 －

【開会】

○板坂事務局長

それでは定刻になりましたので、令和 7 年度第 1 回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員 15 人中 13 人の出席をいただいております、鹿児島海区漁業調整委員会事務規定第 6 条第 1 項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

さて、本日は、令和 7 年 4 月 1 日付けで就任されました本委員会第 23 期による初めての委員会となることから、開会に先立ちまして、村田商工労働水産部次長からご挨拶を申し上げます。

－ 村田商工労働水産次長あいさつ －

○板坂事務局長

ありがとうございました。ここで、第 23 期委員のご紹介と県及び事務局等職員の紹介をさせていただきます。まず、漁業者委員の皆様から御紹介いたします。

阿久根委員でございます。

○阿久根委員

皆さん、もうご存じの方も、ほとんどだとは思いますが、今、12 年、この場にいらしていただきました。皆さんとともに、いろんな課題につきまして、前向きに取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○板坂事務局長

重信委員でございます。

○重信委員

鹿児島市漁協の重信と申します。よろしくお願いいたします。

○板坂事務局長

野村委員でございます。

○野村委員

野村敬司といいます。今回が 2 期目になりますが、また勉強しながら、一緒に進めていけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

○板坂事務局長

小崎委員でございます。

○小崎委員

北さつま漁協の小崎と申します。よろしくお願いします。

○板坂事務局長

増本委員でございます。

○増本委員

枕崎漁協の増本といいます。

○板坂事務局長

大久保委員でございます。

○大久保委員

いちき串木野市の市来町漁協の組合長をしています。今回初めての就任となります。よろしくお願いします。

○板坂事務局長

山下委員でございます。

○山下委員

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました、東町漁協で組合長をしております山下といいます。

○板坂事務局長

鵜瀬委員でございます。

○鵜瀬委員

鹿屋の方で、主にヒラマサ養殖をやっております。よろしくお願いします。

○板坂事務局長

川畑委員でございます。

○川畑委員

垂水の川畑です。ブリとカンパチの養殖をしております。よろしくお願いします。

○板坂事務局長

次に学識経験委員及び中立委員の皆様をご紹介します。
篤委員でございます。

○篤委員

皆さんこんにちは。鹿児島県資源管理協議会の篤といいます。今回から、鹿児島海区でお世話になることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○板坂事務局長

久賀委員でございます。

○久賀委員

皆さんこんにちは。鹿児島大学久賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○板坂事務局長

前田圭子委員でございます。

○前田圭子委員

中立で弁護士の前田圭子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○板坂事務局長

久保委員でございます。

○久保委員

初めまして。今回初めてこの委員会に出席しております。十島村村長の久保です。よろしくお願いいたします。

○板坂事務局長

本日は所用により欠席されておりますが、この他、西委員と前田祝成委員に就任していただいております。

続きまして、県及び事務局等職員を紹介いたします。先ほど挨拶をいたしました、商工労働水産部、村田次長でございます。

○村田次長

村田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○板坂事務局長

田中水産振興課長でございます。

○田中課長

田中でございます。よろしくお願いいたします。

○板坂事務局長

海区漁業調整委員会事務局次長、村田漁業調整係長です。

○村田事務局次長

漁業調整係の村田です。よろしくお願いいたします。

○板坂事務局長

同じく、眞鍋課長補佐です。

○眞鍋事務局次長

今年度配属になりました。よろしくお願いします。

○板坂事務局長

事務局参与の和田技術補佐です。

○和田参与

和田でございます。よろしくお願いします。

○板坂事務局長

同じく参与の上野技術主幹兼漁業監理係長です。

○上野参与

漁業監理係の上野と申します。よろしくお願いします。

○板坂事務局長

事務局書記の竹内水産技師です。

○竹内水産技師

よろしくお願いいたします。

○板坂事務局長

水産振興課漁業調整係、小路口技術主査です。

○小路口技術主査

漁業権の担当しております小路口です。よろしくお願いします。

○板坂事務局長

同じく漁業調整係、山神水産技師です。

○山神水産技師

山神です。漁業許可等の担当しております。よろしくお願いします。

○板坂事務局長

後程、漁業監理係、保科技術主査、吉田水産技師も資料等の説明をすることになっております。

最後に、私、事務局長の板坂でございます。よろしくお願いします。

以上で委員の皆様と県及び事務局職員の紹介を終わります。ここで村田次長が所用の

ため退席をさせていただきます。

－ 退席及び席移動 －

○板坂事務局長

議事に入る前に注意事項を申し上げます。委員会の議事録作成は、事務局にて議事録を作成しております。職員が文字起こしをします。また、改正漁業法により、議事録は原則インターネット上で公開することが求められます。つきましては委員の皆様におかれましては、次の３点に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

１つ目が、御発言の際は、挙手の上、〇〇委員という議長あるいは座長の指名をもって、１人ずつ御発言をお願いいたします。

２つ目が、委員会中の発言内容はすべて議事録に残ることを念頭に置いていただき、議題の内容とは別に、委員会に関することで、事務局に御質問がある場合、それから議員の皆様同士で情報交換や意見交換をされる場合には、会の最後に設けている、その他の部分でお話いただきたくお願いしたいと思います。また、委員会に直接関係しない内容で話題提供や相談がある場合には、閉会後に、別途時間を設けますので、その際にお話くださるようお願いいたします。

３つ目です。ボイスレコーダーで録音しまして、正確に文字起こしができるように、抽象的な表現は避け、ゆっくりははっきりと御発言いただきたいと思います。

以上、注意事項でした。それでは議事に入ります。

【議題１ 第 23 期鹿児島海区漁業調整委員会の会長及び職務代理者の選出について（協議）】

○板坂事務局長

議題１は、第 23 期鹿児島海区漁業調整委員会の会長及び職務代理者の選出についてです。これは協議事項です。

当委員会では、会長が議事の進行を務めることとなっておりますが、会長が選出されるまでの議事を務めていただく座長を決めていただき、会長が決まりましたら、会長に議長として会議の進行を務めていただきたいと思いますと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○板坂事務局長

では、座長を選出ということで、座長の選出はいかがいたしましょうか。推薦もしくは事務局一任という方法があるかと思います。

（「事務局一任。」という声あり。）

○板坂事務局長

事務局一任との御意見がありましたけれども、よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○板坂事務局長

それでは篤委員の方に座長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○板坂事務局長

篤委員，お願いいたします。

－ 座長席へ移動 －

○篤座長

ただいま，御指名いただきました篤でございます。暫時，座長を務めさせていただきます。円滑な議事進行となりますよう，皆様の御協力よろしくお願いいたします。

それでは，議題１「第 23 期鹿児島海区漁業調整委員会の会長及び職務代理者の選出について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○板坂事務局長

はい。それでは，議題１の「第 23 期鹿児島海区漁業調整委員会の会長及び職務代理者の選出について」御説明いたします。まず，お手元にあります「資料 1」の 1 ページを御覧ください。

会長につきましては，漁業法第 137 条第 2 項及び鹿児島海区漁業調整委員会事務規定第 3 条第 2 項に定められてありますとおり，「委員が互選する」こととなっております。

また，会長の職務については，事務規定第 4 条に「会長は，会務を総理し，委員会を代表する。」と定められております。

なお，会長職務代理者につきましては，漁業法施行令第 13 条第 2 項及び事務規定第 4 条第 2 項にありますとおり，会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは，あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理するとされています。

次に，選出方法ですが，1 ページの「2 選出方法」にありますとおり，会長については，委員互選で選出しますが，仮に，互選により選出できなかった場合は，委員の中から，知事が選任することとなります。

また，会長職務代理者についても，互選となりますが，当海区では，これまで 2 名を選出していただいておりますので，参考までに申し添えます。

本海区の事務規定を，資料 1 の 3 ページ以降に添付してございますので，併せて御参照いただき，会長 1 名と会長職務代理者 2 名を互選していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○篤座長

ただいま事務局からの説明が終わりました。

さて，会長と 2 名の会長職務代理者の選出をしないといけないわけですが，まず，会

長から選出したいと思います。

互選ということでしたが、選出方法としましては、推薦または投票が考えられますが、どのような選出方法がよろしいでしょうか。

（「推薦がよい。」という声あり。）

○篤座長

はい。ただいま、推薦がよいという意見がございました。他に御意見ございますか。それでは、異議なしということで、選出方法は、推薦で行いたいと思います。それではどなたからでも結構ですので、自薦、他薦問わず、推薦をお願いいたします。

○重信委員

はい。前会長の阿久根君を推薦したいと思いますが、いかかでしょうか。経験も豊富だし、いろいろ知識もお持ちみたいなので、このまま引き続き阿久根君にさせていただきたいと私は思いますけど。いかがですか。以上です。

○篤座長

はい。ただいま、阿久根委員の推薦がございました。他に御意見等ございますか。特に意見はないようですが、会長は阿久根委員ということでよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○篤座長

異議なしということですので、会長は阿久根委員に決定いたしました。

会長が決定いたしましたので、次の職務代理者につきましては、会長の進行により選出をお願いしたいと思います。

議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。

○板坂事務局長

会長に事務上の説明をいたしますので、しばらくお待ちください。

－ 進行説明 －

○板坂事務局長

会長が選出されましたので、就任の御挨拶をいただいた後に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○阿久根議長

皆さん改めて、今日は御苦勞様でございます。先ほど話にも出ましたが、12年この場において日本を取り巻く環境、それから対外的な問題、水産を取り巻く問題はですね、この本県にいたしましても漁業法の改正とか、私も10何年ずっと東京や何やで、激し

く戦ってきて、鹿児島県の意見は述べてきたつもりでございます。

今回、新しく委員になられた方が大多数で半数以上おられますが、一緒に鹿児島県の漁業者が存続していけるような方向で作っていきたいと思いますので、その旨心に留めて一緒に頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それではまず、議事録署名者についてですが、委員会事務局規定において、会長は議事録の作成をする。会長及び会長の指名をする出席委員2名以上がこれに署名するとなっております。会長が職務代理者の選出の前に議事録署名者名簿については、私から、指名することによってよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

すごく難しく書いてありますが、要するに、毎回、会長から、その議事録に後日、署名する方を2名指名させていただきます。それを指名される方が欠席されてる場合は、もう1人の方にしていただくという段取りでございます。これは簡単に申し上げればそういうことですので、よろしくお願いします。

では、議事録署名者についてですが、私から指名することによってよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは今回は重信委員と野村委員にお願いいたします。

それでは議事録署名者も決まりましたので、引き続き、職務代理者の選出についてでございます。先ほど事務局から説明がありましたとおり、2名を選出したいと思います。会長職務代理者の選出は委員の互選となっており、順位も決めなければならないこととなっております。選出方法や順位の決定方法については、どのようにお取り扱いいたしますか。事務局から助言等ございますか。

○板坂事務局長

はい。事務規程には特に定めはありませんが、当委員会ではこれまで漁業者等委員から1名を選出し、その方を職務代理者第1位とし、また、学識経験中立委員から1名を選出し、その方を職務代理者第2位としているところでございます。

○阿久根議長

ただいま助言がございました。慣例では職務代理者第1位はいわゆる副会長となるわけですが、推薦、または自薦、または慣例では、会長が推薦いたしまして、それを皆さんが審議していただくという形をとってきていたようでした。私が会長になる前からずっと前からですね。どのようにお取り扱いいたしましょうか。

○野村委員

会長一任でお願いします。

○阿久根議長

会長推薦でよろしいですか。他に御意見ございますか。ないようですので、会長からの推薦ということで、重信委員を職務代理者第1位、それから篤委員を職務代理者第2位ということでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは職務代理者第1位は重信委員、第2位を篤委員でよろしく願いいたしますが、本人方よろしいでしょうか。

○重信委員、篤委員

はい。

○阿久根議長

はい、それではそのように取り計らうことと決定いたします。

【議題2 鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員の選任について（協議）】

○阿久根議長

続きまして、議題2は「鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員の選任について」です。これは協議事項となっております。事務局から説明を求めます。

○事務局（竹内水産技師）

漁業調整係の竹内です。御説明させていただきます。

それでは、議題2の「鹿児島県連合海区漁業調整委員会委員の選出について」御説明いたします。まず、お手元にごございます資料2を御覧ください。

連合海区漁業調整委員会は、漁業法の規定により、特定の目的のために、2つ以上の海区にわたる問題を処理するために必要に応じて設置されるものです。

1ページを御覧ください。本県においても、鹿児島県連合海区漁業調整委員会として、鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程第1条により、本県の全海区の区域内における漁業に関する事項を処理することをその所掌事務とされております。同事務規程第3条第1項によりますと、「連合委員会は、委員9名をもって組織する。」ということになっており、同条第2項で、「委員は、各海区漁業調整委員会の委員の中から、その定めるところにより選出された各同数の委員をもって充てる。」と規定されております。

従って、本県には、鹿児島海区、熊毛海区、奄美大島海区の3海区がございますので、各海区から3名ずつを選出することになります。

次に選出方法ですが、鹿児島海区漁業調整委員会事務規程第14条第1項に「連合海区漁業調整委員会の委員でこの委員会を代表するものは委員会が互選するものとする。」とあり、また、同条第2項に「前項の委員の任期は4年とする。」と規定されております。従って、委員互選にて選出します。

2ページ目に熊毛海区及び奄美大島海区を含めた委員名簿を、3ページ以降に事務規

定を添付してございますので、御参照いただき、鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員3名を互選していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○阿久根議長

ただいま事務局より、説明がありました。委員の皆様方から御質問・意見ございますでしょうか。

今までは会長と副会長2名が連合会の委員として行っているのが慣例でございますが、どのようにお諮りいたしましょう。

○野村委員

今までどおりでよいと思います。

○阿久根議長

今までとおり、会長、副会長2名が、そのまま連合海区の委員としてということでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それではそのように決定いたします。

【議題3 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について（協議）】

○阿久根議長

続きまして、議題3は「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について」です。これも協議事項になっておりますので、事務局からの説明を求めます。

○事務局（竹内水産技師）

漁業調整係の竹内です。それでは、議題3の「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について」御説明いたします。まず、お手元にあります資料3の1ページを御覧ください。

日本海・九州西広域漁業調整委員会というものがございます。こちらに関しまして、現在、本海区委員であり、県連合海区の会長である阿久根金也さんに鹿児島県委員を務めていただいております。

任期が本年9月末までで満了となることから、次期委員を選任する必要があります。

まず、日本海・九州西広域漁業調整委員会について簡単に説明させていただきます。

「4 参考」を御覧ください。広域漁業調整委員会は、国が監督している委員会となっております。都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整を行う機関になります。3ブロックに分けておりまして、1つが太平洋広域漁業調整委員会、これには太平洋北部会と太平洋南部会の2つがございます。そして、瀬戸内海広域漁業調整委員会と鹿児島県が所属しています日本海・九州西広域漁業

調整委員会がございます。こちらは、日本海北部会、日本海西部会、九州西部会の3つに分かれており、本県は九州西部会のほうに所属しております。資料4ページに広域漁業調整委員会の海域区分を添付しておりますので、御参照ください。

この委員会の機能としましては、簡単に申し上げれば、全国的な漁業調整をする場となっております。

2ページにお戻りください。(2)委員構成ですが、各都道府県互選委員19名、国が選任する漁業の代表者10名及び学識経験3名の計29名で構成されております。

1ページにお戻りください。2の次期委員の選任についてですが、これまで、各海区段階では联合会区に選任を一任するという選出方法を採用しております。今回も従来方針を踏襲し、連合海区のほうに一任するという形で取り扱いたいと事務局としては考えております。

なお、連合海区はこの後、7月頃に委員会を開催する予定ですので、そのときに次期委員を選任させていただければと存じます。説明は以上になります。

○阿久根議長

ただいま事務局より説明がございました。従来通り選出方法を連合海区に一任したいと。連合海区の会長になった方が、そのまま今までこの委員に鹿児島県代表として行って参りました。それでよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

そのように取り計らうことといたします。

【議題4 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○阿久根議長

議題4に移ります。議題4は、「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」です。これは諮問です。今までは協議でしたがこれは諮問ですので。事務局より、説明を求めます。

○村田事務局次長

はい。議案の説明内容説明に入ります前に、事務局の方から一言申し上げます。今回の議案に関しましては、増本委員の要望する知事許可漁業が含まれております。漁業法第146条において、委員は、自己に関する事件については、議事に参与することができないと規定されております。

つきましては、議題4では、増本委員におかれましては、傍聴席へ御移動をお願いいたします。

○阿久根議長

今、傍聴席に移っていただきましたが、発言はできないことになっておりますが、附則条項で、私が知っている限り、委員の皆様が認めるならば、増本委員は意見を皆さん

に述べることができるとなっていると自分も承知しているのですが、それでいいですか。

では、増本委員は発言、もしくは何かありましたら、その旨を私に伝えていただければ、委員の皆様の了解があれば、この場で発言していただくことも可能であるということ、一言申し上げておきます。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（山神水産技師）

はい。水産振興課の山神です。議題4について説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

資料4の1ページを御覧ください。本件は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

（諮問文）

水振第172号
令和7年5月20日
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会 会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○事務局（山神水産技師）

諮問内容の説明に入る前に、今回諮問させていただく制限措置等について説明をさせていただきます。資料は4ページ、右側に参考と記載されているページを御覧ください。

1番の（1）、許可等の手続きについてです。令和2年12月までの漁業法改正前までは、新規許可を行う際は、県に許可申請が提出され、審査、許可という流れでしたが、漁業法改正により、許可手続の前に海区漁業調整委員会の意見を聞いて制限措置等を定めて公示を行い、その制限措置に対して申請がされ、審査、許可という流れに改められています。

制限措置の内容は下の枠内に記載していますが、漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶又は漁業者の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格となっております。

今回、新規許可の要望があり、制限措置を定める必要があるため、諮問事項として委員会に意見を聞き、適当である旨の答申を得られた場合、諮問した制限措置の範囲内で許可を行うこととなります。

例えば、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を 20 件と定めた時に、21 件申請があったとしても、許可ができるのは最大で 20 件ということになります。

なお、申請すべき期間は制限措置に含まれませんが、議題が制限措置等となっているように、制限措置同様、申請すべき期間も委員会に諮問し、公示することになっていきますので、制限措置等として“等”が付いた形で諮問をさせていただいています。

続いて（２）、許可を行う漁業種類についてです。今回諮問させていただくのは、固定式刺し網漁業のうちヒラメ及び雑魚建網漁業、雑魚建網漁業、かご漁業のうち雑魚かご漁業、いかかご漁業の４つの漁業種類に関する制限措置です。内容については後ほど御説明します。

続いて２番、許可の基準についてです。先ほど御説明したとおり、制限措置には許可又は起業の認可をすべき船舶又は漁業者の数が含まれますので、公示した数以上の許可はできないこととなります。にも関わらず、公示した数以上の申請があった場合には、事前に定めた基準に基づいて許可をする者を決定することとなります。

こちらにも制限措置同様、委員会に諮問の上、定めることとなりますが、本県においては既に委員会への諮問、基準の制定を済ませております。現在県が定めている許可の基準は５ページに示しておりますのでお目通しください。

以上が今回諮問させていただく制限措置等に関する説明になります。

それでは、実際に今回定めようとする制限措置の内容の説明に入らせていただきます。資料は２ページを御覧ください。

１番、固定式刺し網（ヒラメ及び雑魚建網）漁業です。こちらは、枕崎市漁協所属組合員から許可の要望があったものです。

制限措置は記載のとおりで、同漁協所属の他の許可者と内容を揃えております。操業区域は記載の通り、漁業時期は１月１日～１２月３１日、船舶の総トン数、推進機関の馬力数は定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は１隻、漁業を営む者の資格は定めなしとなっています。

ヒラメ及び雑魚建網漁業許可は、今年６月１日に継続の許可、いわゆる更新がありますが、今回の継続の許可に伴って許可数が２０隻ほど減少する見込みですので、今回新規許可を行ったとしても、許可数の増加は招きませんので、資源状況、漁業調整上の問題はないと考えています。

申請すべき期間は５月２１日から２３日。許可の有効期間は他の許可者に合わせて令和７年６月１日から令和１０年５月３１日としております。

続いて２番、固定式刺し網（雑魚建網）漁業、３ページ３番４番のかご漁業ですが、こちらは羽島漁協所属組合員から許可の要望があったものです。

羽島漁協は破産手続開始の申し立てを総会で決議しており、今後解散となる見込みです。漁協が解散すると漁業権は消滅しますので、現在共同漁業権で営まれている漁業を営むことができなくなります。現在、羽島漁協所属組合員は、漁業権漁業として雑魚建網漁業、雑魚かご漁業、いかかご漁業の操業実績があることから、漁業権消滅後も継続的に操業ができるように、漁業許可の要望があったものです。

２番、固定式刺し網（雑魚建網）漁業については、制限措置は記載のとおりで、他の許可者と揃えています。操業区域は３ページに別表として示しておりますが、現在、羽島漁協に免許されている共同漁業権漁場と同様の区域を設定しています。許可又は起業

の認可をすべき者の数は 14 隻です。

許可を申請すべき期間は 5 月 21 日から 23 日、許可の有効期間は通常 3 年間ですが、終期を他の許可者に合わせまして、許可日から令和 9 年 5 月 31 日としております。

続いて 3 ページ、3 番、雑魚かご漁業、4 番いかかご漁業です。

制限措置は記載のとおりで、他の許可者と揃えています。操業区域は、現在、羽島漁協に免許されている共同漁業権漁場と同様の区域で設定しています。許可又は起業の認可をすべき者の数は雑魚かご漁業が 14 隻、いかかご漁業が 1 隻です。

許可を申請すべき期間は 5 月 21 日から 23 日、許可の有効期間は終期を他の許可者に合わせまして、許可日から令和 9 年 3 月 31 日としております。

羽島漁協からの要望については、現在行われている操業を継続的に行おうとするものですので、許可を行ったとしても、資源状況、漁業調整上の問題はないと考えています。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○阿久根議長

ただいま事務局から説明がございました。ここに書いてあるとおり諮問事項ですので、皆さんの意思表示は無言ではなく、異議なしなのか、異議があつて質問したいのかは、議事録にも残さなければならず、適当な声の大きさ、意思表示をしていただきたいと思います。

ただいまの説明について、委員の皆様方から御意見、御質問ございますか。

○野村委員

今さっき説明で「許可の増はない。」言われていますが、もし増えた場合、どうやって選任するのか。20 隻のうち、28 とか 22 隻の申し込みがあつたと。どうやって選ぶのかっていう。

○事務局（山神技師）

はい。御質問ありがとうございます。資料の方は、5 ページを御覧ください。今いただいた質問として、今回で言えば、かご漁業に関しては、14 隻という隻数で制限措置を設定したところに対して、例えば、15 隻、16 隻申請があつたときに、どのようにしてその 14 人を決めるのかという御質問いただいたかと思います。それに関しましては、法律の中で定めがありまして、事前に許可の基準という優先順位を定めて、それに従って順位づけを行った上で上位 14 人に対して許可を行うということになっております。

基準の方は、いろいろ言葉として書いてあるのですが、優先順位としては、今実績がある方であったり、漁業としてその漁業の実績でなくても業として実績のある方だったりっていう方が優先で許可を受けるような形になっています。それでも、その順位が決まらないとなったときには、くじ引きなど、公正な方法で決めるというふうに法律で定められております。以上です。

○野村委員

わかりました。ありがとうございます。

○阿久根議長

他の委員の皆様方から御意見、御質問ございますか。

○篤委員

今の件でちょっと参考までに教えてください。もしも、固定式さし網また雑魚建網とかに羽島のいわゆる組合員じゃない人が、手を挙げてきた場合は、これもありですか。

○事務局（山神技師）

はい。御質問ありがとうございます。羽島の組合員以外による申請というのももちろん可能ではあります。そういった申請が上がってきたときには、ここの許可の基準に基づいて、最終的に誰が許可されるのかは決定していくという形になっています。

○篤委員

はい、ありがとうございました。

○阿久根議長

はい。僕から参考までに、漁業権が消滅、羽島漁協自体の漁業権ちゅうものはもう解散において消滅するから、漁業権というものが無いわけだから公海上扱いとして、他の漁協の人にもそこに申請は、許可できるでキンは別として、申請する権利は有するという事なんですね。

○事務局（山神技師）

はい、御認識のとおりです。

○阿久根議長

わかりました。他に委員の皆様方から御意見、御質問ございますか。ないですね。特にないようですので、議題4の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」は、このまま答申するということによろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

【議題5 鹿児島海区漁場計画の変更について（諮問、公聴会）】

○阿久根議長

続きまして、議題5は「鹿児島海区漁場計画の変更について」です。これも諮問です。公聴会を開催いたしますが、15時30分からでしたっけ。

○事務局（小路口技術主査）

まず、事前に御説明をよろしいですかね。水産振興課漁業調整係の小路口です。議題5「鹿児島海区漁場計画の変更」について御説明します。座って説明させていただきます。

本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。1 ページを御覧ください。

(諮問文)

水振第 61 号
令和 7 年 5 月 20 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会 会長 様

鹿児島県知事

鹿児島海区漁場計画の変更について (諮問)

このことについて、別紙のとおり変更したいので、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 64 条第 8 項で準用する第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○事務局 (小路口技術主査)

概要資料で御説明します。3 ページを御覧ください。

まず、海区漁場計画についてですが、漁業法第 62 条に基づき、都道府県知事が 5 年ごとに定めるものと規定されており、海区漁場計画を定めた後、当該計画に即した漁業権を免許することとなっております。漁業権の免許はこの海区漁場計画を事前に定める必要があります。通常ですと、漁業権の一斉切替のタイミングで定めるのですが、海洋環境の変化や漁場利用の高度化を促進するため、5 年の期間に寄らず、海区漁場計画を変更し、漁業権の途中免許や免許内容の変更を行うことが可能となっております。

なお、海区漁場計画の変更は、策定と同じ手順を踏む必要がございます。

今回、東町漁協及びねじめ漁協から途中免許、免許内容の変更の要望があり、鹿児島海区漁場計画の変更の諮問を行うものです。1 の目的は端的に記載していますが、背景と目的は以上となります。

2 の漁場計画変更の概要についてですが、3 点ございます。4 ～ 6 ページの変更箇所と見比べるとわかりやすいかと思います。

まず、①鹿特区魚第 5 ～ 7 号の変更ですが、この漁場は赤潮避難漁場となっており、4 月から 12 月を漁業時期としていましたが、近年、赤潮の発生時期が不安定となっており、漁業時期を周年化する変更となります。次に②鹿特区魚第 105 号、第 106 号ですが、ねじめ漁協に免許している第 95 号、96 号の養殖生け簀の係留施設が老朽化しており、今年度から施設の更新を行うこととしております。係留施設の更新に合わせて、漁場も一部再編し、新たに漁場を設定するものです。

なお、漁場計画の変更に際して、既存の漁場と併せて何台と条件を付し、①、②いずれも生け簀台数の増減はありません。既存の漁場の生け簀台数の条件の変更については、漁業権の免許の諮問を行う際に改めて協議いたします。

最後に、鹿特区み第1号ですが、東町獅子島において、みりん類の試験養殖を令和5年から行っており、一定の成果がでたことから、今回、区画漁業権の免許を取得したいと要望が東町漁協からあり、新たに漁場を設定するものです。以上、3点の変更となります。

続いて3ですが、事前に海区漁場計画の変更に際し、パブリックコメント、関係機関への公益協議を行った結果、本年2月26日から3月25日までのパブリックコメントに関して意見はなく、海上保安部、関係市町村へ公益協議を行った結果、特段の支障はない回答を得ております。

最後に今後のスケジュールですが、本日、委員会から原案のとおり承認いただけたら、5月下旬に県庁HPにて公示し、漁業権の変更、免許申請の受付を開始します。7月から8月に開催される海区委にて、免許について諮問させていただき、承認を頂きましたら10月に免許というスケジュールとなります。

4、5ページは変更箇所、6ページは漁場図、7から9ページは根拠法令を付けておりますので、後ほどお目通しください。

この後、公聴会となりますが、公聴会は漁業法第64条第5項に基づき、海区漁業調整委員会は公聴会を開催し、都道府県知事へ答申することとなっておりますので、公聴会後に御審議いただければと思います。説明は以上です。

○阿久根議長

ただいま議題5について公聴会を開催することとなっておりますが、本諮問事項に関する御意見、御質問等は、公聴会の終了後となっております。

時刻になりましたが、公聴会に出席者がおらず、公聴会は終了いたしましたということを報告申し上げます。

それでは、委員会を再開いたします。議題5の鹿児島県海区漁場計画の変更につきまして、ただいまの説明において、御意見、御質問ございますか。

○篤委員

すいません、ちょっと後学のために教えていただきたいのですが、みりん養殖は人間が食べるものですね。養殖経営として成り立つのか、どういうふうに養殖するのか教えていただけますか。

○事務局（小路口技術主査）

ありがとうございます。このみりんは海藻で、令和5年から試験養殖を獅子島の方でしております。

養殖の方法としましては、かごの中に入れて、はえ縄方式で養殖をするということでございます。みりんは人が食べるものです。もともとシーベジタブルという他の企業の方が、高知や天草の方で養殖を行っておりまして、シーベジタブルという民間の会社の方が販売の方もやっていくということです。利益の方も結構よく、収益性もあるというお話でございます。以上です。

○阿久根議長

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○阿久根議長

委員会を再開いたします。それではただいまの鹿児島海区漁場の見直し、計画の変更については、御意見ありませんね。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは特に御意見もないようですので、議題5の「鹿児島海区漁場計画の変更について」は、原案のとおり漁場計画を変更することが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それではそのように答申することにいたします。

【議題6 鹿児島県資源管理方針の変更について】

○阿久根議長

続きまして、議題6は鹿児島県資源管理方針の変更についてです。これは諮問事項です。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田水産技師）

水産振興課漁業監理係の吉田と申します。座って説明をさせていただきます。

資料6を、お手元にご用意ください。本議題は諮問事項となりますので、まず諮問文を読み上げます。次のページお開きください。

(諮問文)

水振第136号
令和7年5月20日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会 会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、鹿児島県資源管理方針を別紙１のとおり変更したいので、漁業法第１４条第４項及び同条第１０項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

また、変更後は、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度における知事管理区分間での融通及び不等量交換による知事管理漁獲可能量の変更について、別紙２の取扱いとしたいので、同法第１６条第５項において準用する第２項に基づき、併せて貴委員会の意見を求めます。

○事務局（吉田水産技師）

まず２ページの別紙１をお開きください。初めに概要についてです。今回の変更点は２点ございます。１点目は、知事管理漁獲可能量の柔軟な運用に向けて、記載の変更を行いたいもの。２点目は、水産庁が作成する資源管理基本方針の変更に伴い、県方針の変更が必要になったものとなります。

まず１点目の「知事管理漁獲可能量の柔軟な運用」についてです。本県におけるくろまぐろ小型魚、大型魚の漁獲可能量の運用は、国からの追加配分等があった場合は関係海区漁業調整委員会へ事後報告とされていますが、県内の知事管理区分間（定置漁業とその他漁業間）の融通や不等量交換、下の※印に記載していますが、小型魚の漁獲枠を１．４７倍し、大型魚の枠へ振り替えることができる措置については整理されておらず、変更前に鹿児島、熊毛、奄美大島海区へ諮問し答申をいただかなければいけません。

一方、太平洋クロマグロについては、資源の回復に伴って令和７管理年度より小型魚１０％、大型魚５０％の増枠が行われ、本県の漁獲枠も大きく増加しました。そのため、県内知事管理区分間での融通や、大型魚の来遊も増加傾向であることから不等量交換の機会は今後増加するものと考えられるため、より柔軟な漁獲可能量の運用について整理をしたいものとなります。

運用案については、次のとおりです。「県内知事管理区分間の融通」や「不等量交換による知事管理漁獲可能量の変更」は、クロマグロを採捕する水産団体等の同意を取得後、速やかに実施することとします。この際、県の判断のみで恣意的に実施しないものとします。そして、上記の対応を行った場合、国からの追加配分等があった場合と同様に、関係海区漁業調整委員会へは事後報告とします。

ただし、各管理年度の漁獲枠設定時の諮問において、上記対応をする旨諮問をすることとします。

この運用案を導入した際の効果は次のとおりです。まず、現状についてですが、先ほども御説明しましたとおり、「知事管理区分間での融通」や「不等量交換による知事管理区分の変更」について、鹿児島、熊毛、奄美大島の３海区漁業調整委員会に諮問します。３海区で答申をいただけたら、知事管理漁獲可能量の変更について、農林水産大臣へ報告、ホームページで公表し、変更に係る手続きは完了となります。

しかし、３海区漁業調整委員会で諮問をする必要があるため、変更までに１ヶ月ほど時間を要することになります。

一方、運用案を導入した場合は、知事管理漁獲可能量を変更する旨、クロマグロを採捕する水産団体等から同意を取得後、知事管理漁獲可能量の変更について、農林水産大

臣へ報告，ホームページで公表し変更完了となります。この場合，３海区漁業調整委員会へは事後報告となり，変更後に開催される３海区で報告することとなります。

このように，３海区漁業調整委員会へ変更前に諮問をする必要がないため，変更に係る期間が短縮され，漁獲状況に即した変更が可能となります。

変更内容については，次のとおりです。くろまぐろ（小型魚），くろまぐろ（大型魚）の「第３ 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」に「また，県内知事管理区分間や不等量交換により知事管理漁獲可能量に変更される場合は，予め鹿児島，熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により，知事管理区分の配分量を変更するものとする」と追記したいと考えています。

次に，「国基本方針に伴う変更」についてです。ブリは，令和７年４月（本県は７月）より，ＴＡＣ管理（ステップ１）が開始されることから，国基本方針別紙２に変更されたことを受け，県方針についても別紙３から別紙１に変更を行いました。

しかし，前述の変更後，国基本方針にもじゃこの管理に関する記載が追記されたため，県方針も同様に追記を行うものになります。

追記内容については，次のとおりです。読み上げますと，「養殖用種苗（もじゃこ）について，ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う」となります。変更内容については，５ページ目以降の「新旧対照表」で御説明いたします。左側が「改正後」，右側が「改正前」となっており，アンダーラインが今回の変更内容で，上から順に説明いたします。

まず，改正日は，水産庁から承認をいただき本県が告示をした日を記載いたします。続いて別紙１－３くろまぐろ小型魚，６ページ目の別紙１－４くろまぐろ大型魚の「第３ 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」について，先ほど御説明した「知事管理漁獲可能量の柔軟な運用に関する文言」を追記しています。

６ページをお開きください。別紙１－１０「第１ 特定水産資源」ブリです。こちらも先ほど御説明したとおり，「第５ その他資源管理に関する重要事項」内に，「もじゃこの管理に関する記載」を追記しています。

ページが前後してしまい申し訳ございませんが，３ページにお戻りください。今後の手続きとしましては，５月中旬に各海区漁業調整委員会へ諮問を行い，答申をいただくことができましたら，農林水産大臣へ変更承認申請を提出，承認通知を受け取った後，県公報及びホームページにて公表し，変更に係る手続きが完了となります。

続きまして，４ページ目の別紙２をお開きください。こちらは，先ほど御説明した県資源管理方針のくろまぐろ小型魚，大型魚の変更の内「予め鹿児島，熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法」について，令和７管理年度における具体的な取り扱いを定めるものになります。

取り扱いの案としては，くろまぐろ小型魚，大型魚の知事管理区分間での融通及び不等量交換にて知事管理漁獲可能量を変更する場合，クロマグロを漁獲する水産団体等の同意が得られた範囲内で数量を変更することとします。また，変更した場合は，県ホームページ及び県公報により，遅延なく公表することとし，変更後に開催される鹿児島，熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告することとしたいと思っております。

また，「前述の変更」及びすでに県方針内に定められている「国や他県等からの追加配分等による変更」以外は，鹿児島，熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会の意見を聴

いて変更を行うこととします。

長くなってしまいましたが以上で説明を終わります。以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○阿久根議長

ただいま事務局から説明が終わりましたが、委員の皆様方から御意見、御質問等ございますか。

○久賀委員

2つの変更内容についてお話がありましたが、1つ目知事管理漁獲可能量の柔軟な運用の方法についてです。内容については特に異論はございません。ちょっと初めて聞く話ですので、少し背景について教えていただきたいという質問でございます。

今回その資源の回復に伴って、本県の計画額が増えたということは大変喜ばしいんですけれども、増えたことによってなぜこのような運用ができるようになったのかっていうのを知りたいと思います。逆に言うと、これまでより厳しい漁獲枠の中で、なぜこういう柔軟な運用ができなかったのかなあというふうに疑問を持ったものですから、少し背景について教えてください。

○事務局（吉田水産技師）

御質問ありがとうございます。これまでなぜこのような対応が行えなかったのかということなんですが、まず不等量交換の方ですね。こちらは、小型魚を減らして大型魚を増やすという措置になりますので、本県の枠が少なく、なかなかそういったところは理解が得られなかったところになるかと思います。今回、増枠でかなり枠が増えましたので、こう言うては何ですが余りの枠ができ、枠に余裕ができたと認識いただければと思います。

もう1点の知事管理区分間での融通ですが、これまでも枠が少ない段階でもこういったことができればいいねという話は上がっていました。背景としては、やはり管理年度末、クロマグロについては4月から翌年3月までが管理年度となっているんですが、この管理年度の最後の方に枠が余ってしまっている。来遊条件によって左右されるところがあるんですが、枠が余ってしまっていて、どちらかの管理区分の枠が余っている状態で消化率が低いままという状況ですと、やはり次の管理年度は消化率が県全体で高ければ高いほど、80%を超えると追加配分が増えるという措置があります。この措置を受けられなくなるというところで、県全体の消化率っていうのを高める必要があるため、県知事管理区分間の融通というのは漁獲末に行うというものなので、迅速に行えるような体制を整えたいといったところが、今回諮問させていただいた背景です。

○増本委員

枠は長崎県などが多いですね。長崎は枠を使い切っているのですか。

○事務局（吉田水産技師）

長崎県は、昨年度はかなり消化率が高いと聞いております。

○阿久根議長

他の委員の皆様方から御質問、御意見ございますか。

○野村委員

まだちょっと勉強不足で、ブリのもじゃこはキロ数で測るのか、それとも匹数で測るんですか。

○事務局（吉田水産技師）

匹数とキロ数で報告が上がってきます。

○野村委員

両方で上がってくるんですね。

○事務局（吉田水産技師）

両方で上がってきます。

○阿久根議長

日本全体枠の水産庁の枠の中で、各県申請が上がっている匹数を移動することは、全体枠を超えなければ、愛媛県と鹿児島県で数字を動かすとか、日本の枠内を超えなければできるので、ただそれをTACになるから、雑魚については、関係県の合意に基づく採捕計画の範囲ということは、今までどおりという解釈だと思います。

○野村委員

お聞きしたいんですけど、県の中のその他漁業と定置は可能というふうに聞いたんですよ。他の県とのやりとりも可能なんですか。

○事務局（吉田水産技師）

他県とも可能です。合意ができれば可能です

○野村委員

実際にそういった例が県でありますか。

○事務局（吉田水産技師）

後程、また次の議題でも御説明させていただきますが、昨年度も他県から大型魚、小型魚ともに融通してもらっています。

○阿久根議長

マグロに限らず青物についても他県から融通してもらったり、また鹿児島県に余っている部分があれば、他県に融通して、恩を売るじゃないですけど、繋がりを持っておいで、何らかの形で融通し合ってうまく調整していかないと、無駄になる数字が出てきたり、せっかく獲れるさばをまき網が取れなくなってしまうとか、そういう調整は過

去にもずっとしてきたと思います。

では、他に御意見ございますか。

それでは議題6につきまして、特に御意見もないようですので、議題6の「鹿児島県資源管理方針の変更について」は、原案のとおり資源管理方針を変更することが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題7 くろまぐろに関する令和6年管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について】

○阿久根議長

続きまして議題7は、クロマグロに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更についてです。これは報告事項です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（吉田水産技師）

漁業監理係の吉田です。続けて、また座って説明をさせていただきます。資料7をお手元に御用意ください。

「くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について」説明します。

まず概要でございます。今回は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを期間とする令和6管理年度において、県留保からの配分と石川県の融通を受けて、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分いたしましたので、その報告となります。

具体的な内訳としては、県留保から小型魚0.4トン进行配分し、石川県から小型魚2.0トン进行融通いただきました。

管理区分への配分ルールとしては、おおむね1割を本県留保とし、残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分します。配分方法は令和2～4管理年度の漁獲実績を元に管理区分ごとに、次の比率で配分しており、今回譲渡をいただいた分についても同比率を適用しました。

2の配分結果を御覧ください。小型魚の配分比率は定置漁業：その他くろまぐろ漁業が79：21となっています。小型魚は石川県からの融通及び県留保枠からの追加配分を合わせて2.4トンの追加となり、下半期の漁獲可能量に、定置漁業に2.0トン、その他くろまぐろ漁業に0.4トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量は定置漁業が21.9トン、その他くろまぐろ漁業が5.8トンで、合計で27.9トンとなりました。定置漁業で上半期は1.9トン、下半期は20.0トン、その他くろまぐろ漁業で上半期は0.5

トン、下半期は5.3トンとなりました。

なお、今回の変更については、3月25日付けの県公報により告示済みです。資料には記載しておりませんが、令和6管理年度の漁獲実績としては、3月31日時点で定置漁業における大型魚は14.7トンの漁獲枠に対して約88%の消化率となる12.9トン、その他漁船漁業における大型魚は8.4トンの漁獲枠に対して99.5%の消化率となる8.4トンとなりました。これは、端数の計算上、99.5%となります。

一方、定置漁業における小型魚は、21.9トンの漁獲枠に対して約96%の消化率となる20.9トン、その他漁船漁業における小型魚は、5.8トンの漁獲枠に対して約87%の消化率となる5.0トンとなりました。以上で説明を終わります。

○阿久根議長

ただいまの議題7は報告事項でしたので、その報告について聞きたいなということがありましたら、どうぞ。特にないですね。

それでは、特にないようですので、議題7は報告でしたので、これで終わりいたします。

【その他】

○阿久根議長

その他ということで事務局からありますか。

○事務局（村田事務局次長）

漁業調整係の村田です。お手元の方にですね、八代海バッチ網漁業許可における熊本県等の調整についてという資料を添付しております。これについて説明させていただきます。座って説明させていただきます。

新しい委員もいるのでこれまでの経緯を説明させていただきます。内容としては、八代海の共同漁業権の沖合の鹿児島県海域における機船船びき網漁業（バッチ網漁業）の沖出しに係る要望の案件でございます。

1の経緯に記載があるように、令和3年7月東町漁協・北さつま漁協から「操業区域拡大の要望」があったところです。県内の周辺漁協等の調整が終わったとして要望書があがってきたところです。

令和4年1月から 熊本県との協議を開始しております。その後、熊本県庁への2回の訪問や、両県海区委員間での意見交換の開催依頼など、熊本県に対して許可を行う上での丁寧な説明を行ってきたところです。

鹿児島海区漁業調整委員会に対しても状況報告や協議を進め、制限措置等の諮問、公示を行ったところ、熊本県が許可の公示に対して抗議を行い現在に至っているところでございます。

令和6年2月から 水産庁・鹿児島県・熊本県による三者協議を開始しております。令和6年4月に手続に基づき漁業許可を発出しております。漁業許可は発出しましたが、同日付の指令書にて知事が指定した日以前は操業してはならないとして、条件を附して、協議が整うまでは操業しないようにしていました。

令和6年6月に水産庁より試験操業による操業の提案がございました。

令和6年8月に 両県海区漁業調整委員を交えた協議ということで、本海区から阿久根会長、重信委員、柳原委員の3名が参加しております。

令和6年9月に試験操業について三者合意をしております。これは秋漁の令和6年10月から12月についての合意です。

令和7年5月に試験操業について三者合意ということで、春漁令和7年4月から7月の漁期について合意をしたところであります。

令和6年2月以降、三者協議をのべ17回実施しているところでございます。

2の合意の内容でございますが、漁業許可ではなく特別採捕許可、試験操業という形で実施するという事、操業は15日を上限、操業日誌の提出というところが秋漁の合意内容でございました。

春漁の合意内容につきましては、右側に記載のとおりで、特別採捕許可での試験操業は同じで、操業日数は少し増えまして30日を上限、日誌の提出は同じ、新たな内容として、緩衝域として操業を行わない海域の設定、これは全体の海域の1/8を緩衝域としているところです。その他、操業区域を2海域に分けどちらか一方で操業という内容になっており、2枚目の資料に図面、操業のカレンダーを掲載しています。A,B海域どちらかでしか操業できないほか、変更は3日前までに連絡、かつ変更は月1回までというような合意内容になっています。

資料の最初に戻っていただきまして、3の今後の対応でございます。

①としまして先ずは、合意に基づく試験操業を行い海域の資源状況や利用状況を把握するということでございます。

②としまして「秋漁」に向けた協議は、7月から試験操業の結果を踏まえた条件の緩和を求める他、9月から操業可能となるよう協議を行いたいと考えています。

③としまして 議論の場をこれまでの行政間協議ではなく、例えば連合会区漁業調整委員会に移しての協議をする等、を検討しているところです。

春漁の協議は、1月の時点で3月からの操業開始に向けた協議とするよう本県は提案していましたが、結果的に合意に至ったのは5月8日となっており、操業のタイミングを逸している状況です。また、熊本県とのこれまでの協議の状況や今回の修正内容を踏まえると「半月ごとの漁場の選択」や、「操業区域の変更の制限」を合意させることで、熊本県は可能な限り試験操業をさせないことを目的にした内容・主張となっていると考えています。

鹿児島県内漁業者の反応は、操業区域の分割や自粛海域の設定に対して、絶対に受入れられないという反応でございます。今後も協議を進めていきますが、引き続き、当海区委員会とも連携して進めて行きたいと考えております。説明は以上です。

○阿久根議長

暫時休憩します。

(暫時休憩。)

○阿久根議長

その他、何かございますか委員の皆様方から。いつもはこんなに長くはかからいんですが、今日はちょっと長くかかりましたが、ありませんね。

【閉会】

○板坂事務局長

長時間にわたり、御協議いただきありがとうございました。
これをもちまして第1回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

— 令和7年5月20日（火）午後4時終了 —

議事録署名者

会長 _____

委員 _____

委員 _____